

船舶安全法施行規則

1. 案内情報

- 手続名 : コンテナの保守点検方法又はその変更の承認
- 手続根拠 : 船舶安全法施行規則第60条の4第4項
- 手続対象者 : コンテナの所有者
- 提出時期 : コンテナの保守点検の方法を定めたとき、当該方法を変更しようとするとき。
- 提出方法 : 申請書その所在地を管轄する地方運輸局等へ提出してください。
- 手数料 :
- 添付書類・部数 : 保守点検の実施要領、点検基準等（詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。）
- 申請書様式 : コンテナ保守点検方法承認申請書（第1号様式）、コンテナ保守点検方法変更承認申請書（第2号様式）、コンテナ保守点検計画等承認申請書（第3号様式）、コンテナ保守点検計画等変更承認申請書（第4号様式）
- 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 :
- 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 011-290-2771
 - 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 022-791-7516
 - 関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 045-211-7225
 - 北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課 025-285-9158
 - 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 052-952-8021
 - 近畿運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 06-6949-6426
 - 神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 078-321-7052
 - 中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 082-228-8794
 - 四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 087-802-6825
 - 九州運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 092-472-3174
 - 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-866-1838
- 受付時間 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- 審査基準 : 船舶安全法施行規則
- 標準処理期間 : 30日。
- 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。